2　就学支援金の支給

（1）受給資格認定

都道府県は、学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書（様式 1（省令様式第 1 号））（以下「認定申請書」という。）、課税証明書等及び就学支援金の受給資格認定申請者一覧を受け取り、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

結果については、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式 3、不認定通知は様式 4）するか、学校設置者を通じて通知（様式 5）する。

また、併せて、支給決定（予定）額（4 ～ 6 月分）を生徒に直接通知（様式 49）するか、学校設置者を通じて通知する（様式 50）。

なお、不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみであるときは、次の 7 月以降における所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

（不認定通知における記載例）
今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の市町村民税所得割額の確認時）において、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

（留意事項）

ア　認定申請を行う者は「生徒」である。したがって、認定申請書は生徒本人が記入すれば足り、申請に当たって保護者の同意は必要ない。なお、心身の障害等により生徒本人が記入することが困難な場合などは、親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。

イ　受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

ウ　認定申請は当該高等学校等に在学中に限り可能（高等学校等に在学していない者が将来高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能）。

エ　日本国内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象となる。

オ　海外からの留学生についても対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者には就学支援金は支給されない）。

カ　日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者についても、住民票を元の住所に維持するなど、日本国内に住所を有していると認められる場合には支給対象となる。

ただし、住民票により日本国内に住所を有していることの確認が困難な者については、日本国内に本籍地を有していることが確認できれば、支給対象として差し支えない。

キ　いわゆる交換留学生協定などに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、また、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

ク　定時制や通信制等の併修先であって就学支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合であっても、就学支援金の支給を受ける高等学校等に当該授業に係る授業料を支払っており、また、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

ただし、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金は支給されない。

ケ　過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

コ　法第3条第2項第1号により、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公私立の別を問わず就学支援金を受給することができない。

サ　高等学校等に在学した期間(月の初日に在学した月を1月として計算)が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は 48 月）を超える者は、就学支援金を受給することができない。

また、所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学した期間（※1）、平成22年4月以前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに 2（2）の専修学校一般課程及び各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの）以外の高等学校等を休学した期間、平成 26 年 4 月 1 日以前に公立高等学校等を休学した期間、就学支援金の対象校として指定される前の各種学校となっている外国人学校における在学期間（※2）、日本に住所を有しない期間（例えば、海外の高等学校から日本の高等学校に転学する場合の海外の高等学校における在学期間）は、36 月の期間の通算から除く。

なお、就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、受給権者の地位を有しており支給停止の申出を行うことが可能であるため、当該申出を受けた場合に36月の期間の通算から支給停止期間を除くものとする。

※1　上記「所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者」には、所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。

※2　各種学校となっている外国人学校については、指定前の在学期間は通算しないが、平成 26 年度より新たに対象となる国家資格者養成施設の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。

シ　授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒（いわゆる「特待生」）には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。

ス　生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない。（学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）

セ　専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。

ソ　受給資格認定において年齢は問わない。

タ　法第 6 条第 3 項に規定する、「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期にわたる病欠又は保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。認定申請をすることができなかった場合の「やむを得ない理由」の判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。

チ　就学支援金の支給は、原則として、認定申請書が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。

（例えば、4 月に入学した者が 5 月になって認定申請書を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第 7 条第 3 項）に当たると認められない限り、4 月分は支給されない。）

ツ　就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。

入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。

ただし、条例等において、入学日を4月2日以降の日として規定している場合は、4月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が4月1日に在学しているものとみなす。」などと条例、規則、学則等において規定することにより、4月分の就学支援金を支給することは可能。

（2）所得制限基準該当性、加算支給基準の該当性の判定

都道府県は、生徒から保護者等の課税証明書等を添付した認定申請書（収入状況届出書（様式19（省令様式第4号）））の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、都道府県は、学校設置者から提出された認定申請者一覧（様式2）（収入状況届出者一覧（様式20））に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等にその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱に関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定めることが必要である。

所得要件に係る留意事項は以下のとおり。

（留意事項）

ア　4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。

課税証明書等の保護者の所得を証明する書類は通常毎年6月中に発行されるところ、就学支援金の支給を希望する生徒は、第1学年時の4月に前年度の課税証明書等を提出し、7月～翌年6月の支給については、7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がある。

その後は、第2学年時及び第3学年時の7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する。

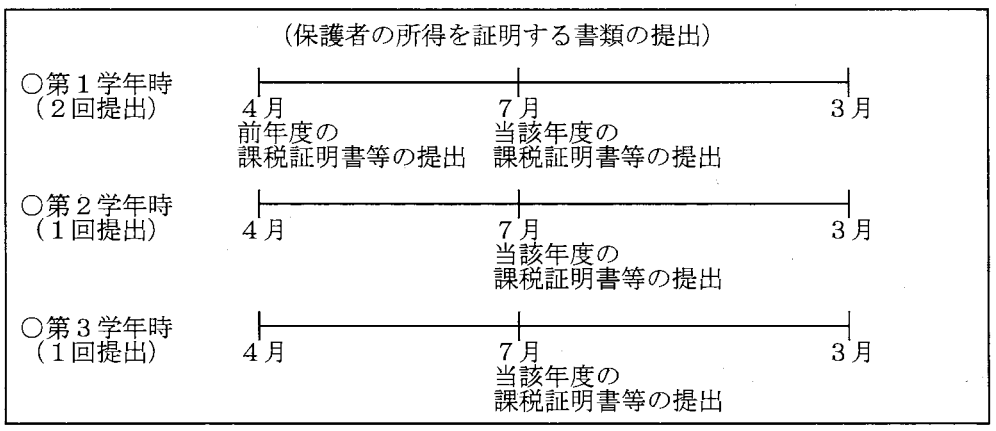

イ　保護者等の所得を証明する書類をどのような書類とするかは、市町村民税所得割額が確認できるもの（課税証明書、納税通知書など）について、都道府県が判断する。

＜課税証明書以外で市町村民税所得割額が確認できる書類＞

○　保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書。

○　自営業などの場合は、毎年６月に発行される市町村民税の納税通知書。

所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等を提出する必要がある。

一方で、保護者のうち片方が控除対象扶養者であれば、ほとんどの場合、収入が 100 万円以下となるため地方税法の規定により市町村民税所得割が非課税となるが、控除対象配偶者であっても、収入が 100 万円を超える場合には、市町村民税所得割が課されることとなる。ただし、市町村民税所得割が課されたとしても、最大で 3,000 円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、非課税証明書の提出を求める必要はない。なお、収入が 100 万円以下である場合には、地方税法の規定により、市町村民税所得割は課することができない。

ウ　所得確認を行う保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

① 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1 月 1 日）に日本国内に在住しておらず、市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→　日本国内に在住している保護者等のみの市町村民税所得割額により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。

→　日本国内に在住している保護者等がいないときは、通常の支給限度額を支給。

② 加算支給基準該当性の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（市町村民税所得割額が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

エ　生徒が１月１日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1 ～ 6 月分についてはその前年）の１月１日時点に生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、２.５倍加算の対象となる。

オ　税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が、キの生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本法の適用においては、その者は保護者には含まれない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

カ　生徒に保護者がない場合には、加算の基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額となる。

なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には本法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。

キ　ドメステックバイオレンス（ＤＶ）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

ク　保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の所得割額をもって判断する。ただ

し、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

a　児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

b　児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

c　法人である未成年後見人

d　民法第 857 条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

ケ　生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の税額により判断する。

ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。

コ　市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人であり（未成年である者に限る。）、税の申告を行っていないため当該生徒の課税証明書等が提出できない場合は、当該生徒の市町村民税所得割が非課税であることが明らかであることを確認した上で、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。

サ　生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

シ　就学支援金の支給を決定するのは都道府県であるが、保護者の所得を証明する書類の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。

ス　所得要件の確認を行う保護者等は、就学支援金が支給される当該月ごとの保護者等となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに課税証明書等を添付した収入状況届出書を、都道府県に提出する必要がある。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付することを要しない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当することにより支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しない。

また、保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる（所得制限基準に該当しなくなる）生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回ることが必要。）。

なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、課税証明書等を取得・提出することを拒否する者が生じ、そのことにより、就学支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると都道府県が判断した場合は、収入状況届出書等に代えて、例えば、受給権放棄の申出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させても差し支えない。

セ　課税証明書等は原本を提出することが望ましいが、都道府県の判断により、複写としても差し支えない。

ソ　収入状況届出書における「記入者署名」欄の署名は、受給権者である生徒本人又は保護者（政令第１条第１項第１号に規定する保護者のほか、児童相談所長等の親権を行う者及び政令第１条第１項第-2 号に規定する「当該受給権者が主として他の者の収

入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」に該当する者を含む。）の名で行う。

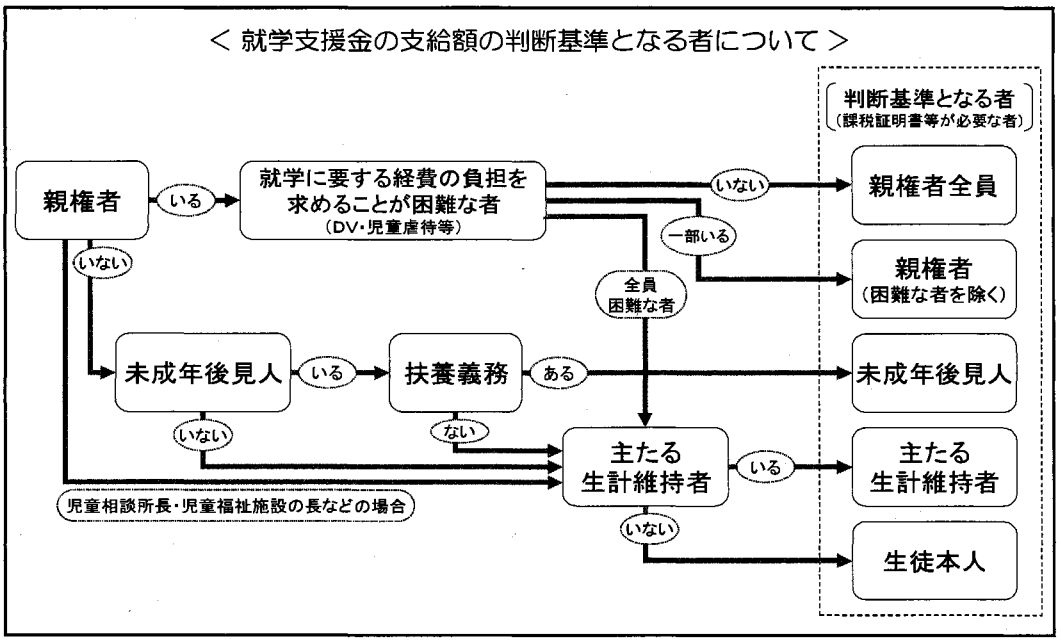

タ　認定申請書の 2.（2）①、収入状況届出書の 2.（1）（保護者が 1 人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に保護者に該当しない者がいる場合）の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

a　離婚又は死別等により、保護者が１人の場合

（記入例）
平成〇年〇月〇日に離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、親権者は母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、元配偶者の課税証明書等を提出できません。

b　一方の保護者が就学に要する経費の負担を求めることが困難な者であり、保護者に該当しない場合

（記入例）
平成〇年〇月〇日頃から〇〇太郎【生徒氏名】の父が失踪【失踪やＤＶ等の理由】したことにより、就学に要する経費を負担している者は、母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、配偶者の課税証明書等を提出できません。

c　保護者の一方が海外に在住しており、その者の課税証明書等が提出できない場合

（記入例）
平成〇年〇月〇日より、父である〇〇太郎【保護者氏名】が〇〇【国名】に海外赴任しており、平成〇年１月１日時点で日本に在住していないため、父の所得について課税されておらず、父の課税証明書等を提出できません。

チ　受給資格認定申請書の 2.（2）②、収入状況届出書の 2.（2）（保護者がおらず、生徒本人又は主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合）の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

a　生徒本人の課税証明書等を添付する場合

（記入例）
平成〇年〇月〇日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成〇年〇月〇日に母が死亡【失踪・死亡等の理由】し、現在は、主として私の生計維持に当たっている者もいないため、私の課税証明書を添付し

ます。

b　主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合

（記入例）
平成○年○月○日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成○年○月○日に母が死亡【失踪、死亡等の理由】し、現在は、母の兄、△△和夫【生計維持者氏名】が主として私の生計維持に当たっていますので、△△和夫の課税証明書を添付します。

ツ　認定申請書 2.（2）③、収入状況届出書 2.（3）（保護者の全員が海外に在住しており、その者の課税証明書等が提出できない場合）の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

（記入例）
平成○年○月○日より、両親が海外赴任しており（私は○○【国名】からの留学生であり）、両親が平成○年 1 月 1 日時点で日本に在住していないため、両親の所得について課税されておらず、両親の課税証明書等を提出できません。

テ　税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を都道府県に提出する必要がある。この場合の取扱いは、以下のとおりとする。

a　支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が所得制限若しくはそれぞれの加算区分の基準額を超える又は市町村民税所得割を課されるに至った場合は、当該更正又は決定の原因が生徒・保護者の側にあるか否かにかかわらず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額は全額返還する必要がある。

b　所得制限基準に該当していた者や加算支給を受けていなかった者について、生徒・保護者等によらない原因により所得税に係る更正があったことにより、支給額が増額する要件を満たすこととなった場合（所得制限基準に該当していた者（所得制限基準に該当することを見越して認定申請をしなかった者を含む。）→基準額未満、通常の支給限度額の受給者→１.５倍加算、２倍加算の受給者→２.５倍加算など）は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則 15 日以内に）、認定申請・収入状況届出を行った場合には、更正後の市町村民税所得割額によって要件を満たしていた月分の支給又は加算支給を行う。

c　a・b の取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

ト　生徒の保護者等が税の申告を行っていないため市町村民税所得割額が確認できない場合は、所得確認ができないため、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、就学支援金は支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、都道府県へ提出するものとする（上記コの市町村民税所得割額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。

その上で、都道府県の判断により、当該生徒について、7 月末を目途として都道府県の定める提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に課税証明書等を提出させることは可能。

（３）収入状況の届出、支払の一時差止め

①　都道府県は、７月末を目途として都道府県が定める日までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者に収入状況審査結果通知（様式 21）を送付する。

ｉ）収入状況届出書等が期限内に提出された場合

a　保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額未満の場合
→　継続支給（支給又は変更支給決定（予定）通知（7月～翌年6月分（様式49、50、52、53）（※））を発出）
※通知の翌月以降・翌年度分の額は予定額や参考として示す。
b　保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額以上の場合
→　受給資格消滅通知（様式10、様式21）の発出（※）
※翌年7月より支給を受ける場合は、翌年7月に再度認定申請が必要。
ii）収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合
→　支払一時差止め通知（様式22、様式23）（7月～翌年6月分）の発出
※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、7月分から遡及して支給する。
※翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。

② 受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに都道府県に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、2（2）スを参照。
支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっていても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

③ 提出のあった収入状況届出書等の確認を行った上で、都道府県は、①ｉ a・b の例により、当該届出を行った者に対して通知を行う。

（留意事項）

ア　「正当な理由」とは、受給資格認定時における法第6条第3項に規定する「やむを得ない理由」と同じく、災害への被災や長期にわたる病欠又は保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）で期限までに課税証明書等の取得・提出ができない場合など、本人の責めに帰さない場合が考えられる。

イ　支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、正当な理由がなく期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することはできない。
なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間、支払を一時差し止める。

ウ　一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、36月の期間の通算から休学期間を除くことはできない。

エ　休学により支給停止されている場合（一時差止めを受けている者が支給停止されている場合を含む。）は、生徒が支給再開の申出を行う際に、支給再開申出書（様式29（省令様式第3号））に収入状況届出書等を添付するものとする。

オ　一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）が、収入状況届出書等の提出を行ったところ、所得制限基準額以上であった場合は、7月（当該届出が4～6月であった場合は前年7月）に遡り受給資格が消滅する。

（4）１単位あたりの授業料を設定している場合の特例

1単位あたり授業料を設定し徴収している場合（以下「単位制」という。）は、下記のルールにより取り扱うこととする。

（単位制の支給額決定ルール）

ア　支給対象単位数の上限

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修単位数であり、修得単位数ではない）。

イ　年間の支給対象単位数の上限

30 単位とする。

ウ　支給期間の上限

a　全日制高校等（b・c 以外）：36 月

b　高等学校・中等教育学校の定時制・通信制の課程：48 月

c　専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科：48 月

※以下、b 及び c を「定時制課程等」という。

※支給期間は、登録単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。ただし、休学の場合には、支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

エ　基準額の設定方法

1 単位の教育内容に対する対価は、課程の別にかかわらず同等と考えられることから、支給額についても、課程の別や修業年限にかかわらず、以下のとおり 1 単位あたりの支給限度額を設定する。

a　1単位あたりの支給額

・118,800 円×3 年÷74 単位≒4,816 円　→4,812 円

※公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制課程にあっては 1,740 円、公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程にあっては 336 円（以下、支給額の算定にあたっては、4,812 円をそれぞれの額に置き換えて計算すること）

b　1単位あたり月額

4,812 円÷履修期間

※学校において 1 単位当たりの支給額よりも低い授業料額を設定している場合には、その授業料額÷履修期間として計算。

c　支給限度額

（1 単位あたり月額）×登録単位数（端数切捨て）

≪例 1≫

授業料額 7,000 円/単位、25 単位登録、履修期間 12 月の場合

・授業料月額：7,000 円÷12 月×25 単位＝14,583 円（端数切捨て）

・支給限度額：4,812 円÷12 月×25 単位＝10,025 円

・支　給　額：授業料月額＞支給限度額　→　10,025 円

≪例 2≫

授業料額 8,000 円/単位、40 単位登録、履修期間 12 月、2 倍加算の場合

・授業料月額：8,000 円÷12 月×40 単位＝26,666 円（端数切捨て）

・支給限度額：4,812 円÷12 月×30 単位×2 倍＝24,060 円

・支　給　額：授業料月額＞支給限度額　→　24,060 円

＜授業料月額の端数処理について＞

支給額算定の過程において端数切捨てをした結果、就学支援金の支給額と授業料額との間に微細な差額が生じ、特に公立高等学校の単位制課程において、当該微細な差額を授業料として徴収しなければならないケースが生じる可能性がある。

この場合においては、「授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額」（法第 5 条第 1 項）を算定する過程で、履修期間内の一部の月分の授業料額を 1 円上乗せするなどの調整を行うことにより、微細な差額が生じないようにすることができる。

なお、1 円を上乗せするタイミングについては、都道府県の判断とすることが可能だが、その後の履修科目の追加登録の可能性等を考慮すると、各月の端数の計が 1 円以上となるたびに上乗せをすることが適当。

≪例１≫
授業料額 330 円/単位、19 単位登録、履修期間 12 月の場合
・授業料月額：330 円÷ 12 月× 19 単位＝ 522.5 円　→　522 円（端数切捨て）
・支給限度額：336 円÷ 12 月× 19 単位＝ 532 円
・支　給　額：授業料月額＜支給限度額　→　522 円
となるが、
・総支給額（年額）：522 円× 12 月＝ 6,264 円
・授業料総額（年額）：330 円× 19 単位＝ 6,270 円
・差額：6,270 円－ 6,264 円＝ 6 円 → 差額 6 円分の授業料を徴収する必要がある。

端数の計が 1 円以上となる、5・7・9・11・1・3 月分の授業料の額（522 円）にそれぞれ 1 円上乗せする。
→　522 円× 6 月＋ 523 円× 6 月＝ 6,270 円
授業料総額が 6,270 円となり、当該額の全額について就学支援金が支給されるため、差額は生じない。

≪例２≫
授業料額 330 円/単位、4 月に 19 単位登録（履修期間 12 月）、8 月に 11 単位登録（履修期間 8 月）の場合
（月ごとの授業料月額）

	授業料/単位	登録単位	履修期間	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
4 月登録	330 円	19	12	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5
8 月登録	330 円	11	8	—	—	—	—	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75
計				522.5	522.5	522.5	522.5	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25
端数				0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
端数累計				0.5	1	0.5	1	0.25	0.5	0.75	1	0.25	0.5	0.75	1
授業料月額（上乗せ前）				522	522	522	522	976	976	976	976	976	976	976	976
授業料月額（上乗せ後）				522	523	522	523	976	976	976	977	976	976	976	977
授業料額総額（年額）				9,900 円											

オ　就学支援金が支給されない期間中の履修単位の扱い

受給権のない生徒（①所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅、②（所得制限の要件に該当することを見越して）認定申請をしていない生徒、③収入状況届出書等を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている生徒）が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である 74 単位、年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74 単位の計算に含めるのは、年間 30 単位を限度とする。

また、平成 22 年 4 月の制度開始前に履修した科目（履修期間が満了しているものに限る。）の単位数についても、74 単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間 30 単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を 74 単位の計算に含めるものとする（例えば、制度開始前に 1 年間で 35 単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、74 － 30 ＝ 44 単位ではなく、74 － 35 ＝ 39 単位）。

なお、留学先の現地校、定時制・通信制等の併修先の高等学校等及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学習、学校外活動（ボランティア活動、就業体験及び高等学校卒業程度認定試験の合格など）について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である 74 単位及び年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算には含めない。